

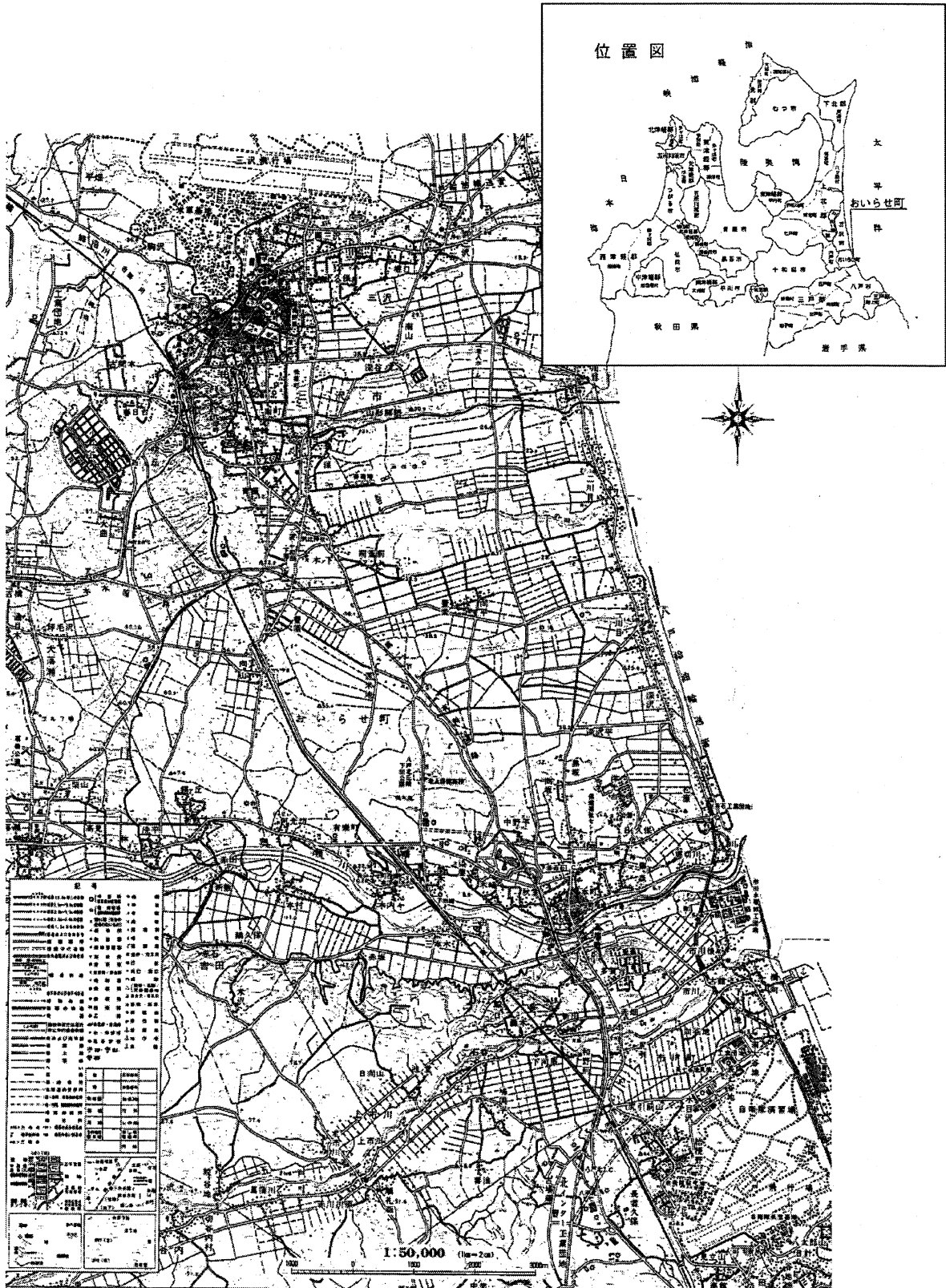
おいらせ町森林整備計画 変更計画書

計画期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和12年 3月31日

令和2年3月樹立
令和4年3月変更（第1回）
令和6年3月変更（第1回）

青森県おいらせ町

市町村森林整備計画位置図



目 次

おいらせ町森林整備計画の変更理由	1
おいらせ町森林整備計画の変更内容	
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	2
1 森林整備の現状と課題	2
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	6
II 森林整備の方法に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	6
1 樹種別の立木の標準伐期齢	6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	7
1 人工造林に関する事項	7
2 天然更新に関する事項	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5 その他必要な事項	12
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2 保育の作業種別の標準的な方法	13
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	14
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3 その他必要な事項	18
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	18
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	18
2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策	18
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5 その他必要な事項	19
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	19
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	19
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4 その他必要な事項	20
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	20
3 作業路網の整備に関する事項	20
4 その他必要な事項	21
第8 その他必要な事項	21
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
III 森林の保護に関する事項	22
第1 鳥獣害の防止に関する事項	22
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2 その他必要な事項	23

第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	23
3	林野火災の予防の方法	23
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	23
1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内の森林における造林・保育・伐採その他の施業の方法	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	24
4	その他必要な事項	24
V	その他森林の整備のために必要な事項	24
1	森林経営計画の作成に関する事項	24
2	生活環境の整備に関する事項	27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項	27
5	住民参加による森林の整備に関する事項	27
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	27
7	その他必要な事項	28

付属参考資料

1	市町村森林計画概要図	
2	参考資料	
(1)	人口及び就業構造	30
①	年齢層別人口動態	30
②	産業部門別就業者数等	30
(2)	土地利用	31
(3)	森林転用面積	31
(4)	森林資源の現況等	31
①	保有者形態別森林面積	31
②	在町者・不在町者別私有林面積	32
③	民有林の齢級別面積	32
④	保有山林面積規模別林家数	32
⑤	作業路網の状況	32
(7)	期間路網の現況	33
(4)	細部路網の現況	33
(5)	計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	33
(6)	市町村における林業の位置付け	33
①	産業別総生産額	33
②	製造業の事業所数，従事者数，現金給与総額	33
(7)	林業関係の就業状況	33
(8)	林業機械等設置状況	33
(9)	林産物の生産概況	33
(10)	その他必要なもの	33

おいらせ町森林整備計画の変更理由

三八上北地域森林計画の変更に伴い、必要な事項をおいらせ町森林整備計画に反映するもの

(主な変更内容)

(1) 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採（主伐）の標準的な方法において、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進する旨を追加する。

(2) 造林に関する事項

人工造林について、無花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木など花粉症対策に資する苗木の植栽を推進する旨を追加する。

(3) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策について、高度な森林資源情報の整備・活用のため、航空レーザ計測について追加する。

(4) その他必要な事項

林業に従事する者の養成及び確保に関する事項について、「青森県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、若年層や女性等多様な人材の就業を促進する旨を追加する。

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項について、地域の特性に応じた体制の整備を推進する旨を記載する。

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、青森県の東部に位置し、東は太平洋に面し、北は三沢市、西は六戸町、南は八戸市と五戸町に接しています。町の大部分は西から東へ傾斜した台地であり、その南部には十和田湖を源流とする奥入瀬川が太平洋へ流れています。また、北部地域においては近郊都市のベッドタウンとして住宅地の開発が活発です。

本町の総面積は7,196ha、そのうち森林面積は1,273haで森林比率は約17.7%、そのすべてが民有林であり、また、森林面積中の人工林の面積は741ha、人工林率は約58.2%となっております。

近年、森林整備に対する社会の要求が単なる木材の生産のみならず、国土の保全、水源涵養及び生活環境の保全等、公益的機能の重要性が高まってきていることから、本町においても多種多様な森林機能を生かすべく、森林の整備を積極的に実施することが望まれています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するものとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する^{かん}水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能ごとに、その機能の発揮上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとします。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮することとします。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進することとします。加えて、森林の状況を適確に把握するための航空レーザ測量等のリモートセンシングや森林GISの効果的な活用を図ることとします。

<p>^{かん} 水源涵養機能</p>	<p>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>
---------------------------------	--

山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林、樹根又は表土を保全するための人工造林又は更新補助作業により土壌の流出や崩壊が防止されている森林
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音や風を防ぐために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着率が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、又は自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長力を有する森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針を次のとおりとするものとします。

○ 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
かん 水源 涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、かん水源 涵養機能維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進するものとします。</p>

	<p>ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とするものとします。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により、人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進することとします。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進するものとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留め等の施設の設置を推進することを基本とするものとします。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を推進するものとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進するものとします。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するものとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するものとします。</p>

文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進するものとします。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進するものとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すものとします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能維持増進を図る森林として保全するものとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進するものとします。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とするものとします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とするものとします。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能がありますが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

本町では、平成23年3月に発生した、東日本大震災に伴う津波により甚大な被害を受けたことから、災害に強い森林づくりを推進する。

特に、津波により被災した海岸防災林については、国・県との連携の下、復旧が完成したところであり、今後は、災害防止機能がより効果的に発揮できるよう、的確な森林整備を進める。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

(1) 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等により森林経営の規模拡大を図るため、不在町森林所有者を含む森林所有者等への啓蒙・普及活動を強化し、森林施業の委託を推進するものとし、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合や素材生産事業者等について、経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進します。

また、森林施業の集約化に取り組む者に対する長期の森林施業の受委託などに必要な情報の提供や助言、斡旋や地域の流域活性化協議会の開催により、森林所有者等と森林組合等との森林の経営の受委託の合意形成を通じて施業の集約化に取り組む者への森林の経営の委託等を推進するものとします。

(2) 森林施業の共同化に関する方針

三八上北流域林業活性化センターの方針の下に県、町、森林所有者、森林組合、林業事業団体、森林管理署等との相互の連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸政策の総合的な実施を計画的に推進します。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準的伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標としての主要な樹種の標準伐期齢は2-1-1のとおりです。

なお、標準伐期齢は、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を促すものではありません。

表2-1-1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種 (年)					
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
					きのこ原木用	その他
町内全域	45	40	40	55	20	30

※ただし、ウルシ（ウルシノキ）の場合は、成長度合いに応じて15年を下限とする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

三八上北地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、

木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐、択伐等の伐採方法、生産目標別の主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について、次のとおり定めます。また、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進するほか、伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等の確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、現地の地形や湧水等の状況を十分確認して土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を検討し、集材路や土場の作設時には土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画や残土処理を適切に行うとともに、伐採後の植栽作業や天然更新を想定した枝条整理を行うなど、現地に適した方法により行うなど、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯（おおむね周辺の森林の樹高程度）を設け的確な更新を図ることとします。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とするものとします。

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第10条に規定する森林（法令により立木の伐採につき制限がある森林）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目標達成に必要な施業を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に務めることとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに、無花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木など花粉症対策に資する苗木の植栽を推進するものとし、人工造林の対象樹種は下記のとおりとします。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は、町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択します。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ、アカマツ、クロマツ、ヒバ、ブナ、ケヤキ、ナラ類等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法を勘案するとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、造林を行う際の指針として下表のとおりとします。

表2-2-2 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主な樹種	植栽本数(本/ha)
スギ	1,000(疎)～3,000(中)～3,500(密)
カラマツ	1,500(疎)～3,000(中)～3,500(密)
アカマツ、クロマツ	2,000(疎)～4,000(中)～5,000(密)
ヒバ	1,500(疎)～3,000(中)～3,500(密)

ケヤキ、ナラ、クリ	2,000(疎) ~ 3,000(中) ~ 4,000(密)
キリ	300(疎) ~ 450(中) ~ 600(密)

- 注 1 その他の樹種については青森県民有林野造林補助事業実施要領によります。
- 2 保安林で植栽指定のある場合には、その指定本数とします。
- 3 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽するものとします。
- 4 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局の指導により植栽するものとします。

イ その他人工造林の方法

人工造林の方法は、既往の造林方法等を勘案して表2-2-3のとおりとします。

表2-2-3 その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意します。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めます。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則として、秋植えの場合には、苗木の根の成長が休止した時期（10～11月）に行います。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、既往の施業等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行うものとし、「青森県における天然更新完了基準」の準用により、森林の着実な更新を図るものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

更新樹種の中から、適地適木を旨として、立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象とする樹種は表2-2-4のとおりとします。

表 2-2-4 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、高木性の樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を表 2-2-5 のとおりとし、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとします。

なお、草丈については、対象林内において占有度の高い植物の丈とし、ササが主な場合は 1 m、草本類が主な場合は 30 cm を目安とします。また、的確な天然更新を確保するため、必要な天然更新の補助作業を表 2-2-6 のとおりとします。

表 2-2-5 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、高木性の樹種	10,000本/ha

表 2-2-6 天然更新補助作業の標準的な方法

地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等を行うものとします。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとします。

植込み	天然下種更新の不十分な所に必要な本数を植栽するものとします。
芽かき	ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる2～5年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たり、仕立て本数3～5本を目安として、ぼう芽整理（芽かき）を行うものとします。

イ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況については、「青森県における天然更新完了基準」の準用に基づき確認するものとします。

確認の際に、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実の更新を図るべきものとします。

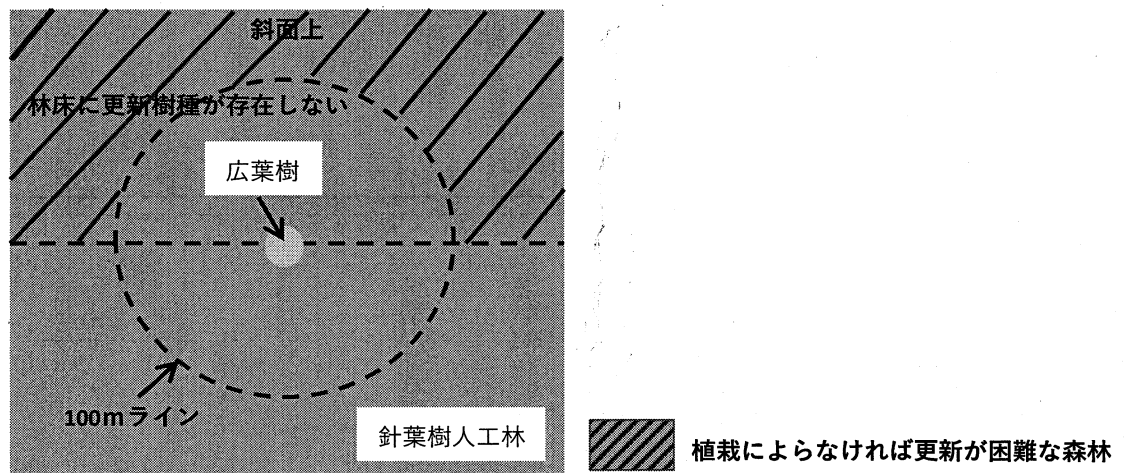
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の持つ公益的機能の維持及び森林の早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後伐おおむね5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

表2-2-7 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)のとおりとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)のとおりとします。

(2) 生育し得る最大の立木本数として想定される本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を表2-2-8のとおりとします。

表2-2-8 生育し得る最大の立木本数として想定される本数

対象樹種	生育し得る最大の立木本数として想定される本数
全樹種	10,000本/ha

5 その他必要な事項

(1) 伐採後の適正な造林の確保

森林の持つ多面的機能の発揮及び、将来にわたって資源を循環利用していくためには、着実に森林として更新していくことが必要であり、森林所有者等が提出する「伐採及び伐採後の造林の届出」における造林計画の実行に努めることとします。

(2) 低コスト造林の推進

施工性に優れたコンテナ苗の活用や伐採、搬出から地擦え、植栽までを効率的に行うなど低コスト造林の推進に努めることとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業です。本町においては8齢級以上の人工林が多くを占めている反面、間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、間伐及び保育が適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的かつ積極的な実施を推進します。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐の実施に当たっては、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、

既往の間伐方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとします。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとし、主な樹種別の間伐の回数、実施時期（林齢）、間伐率等を次の表のとおり定めることとします。

表2-3-1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	地位級	間伐時期（林齢）					伐期目標			備考
			1回	2回	3回	4回	5回	上層樹高(m)	平均直径(cm)	材積(m ³)	
スギ	植栽本数 3,000本	3	16	22	32	55	26.5	38.0	833.6	1 間伐は原則として青森県林分密度管理図を利用するが、他の方法により実施してもよいものとする。 2 ※は保育間伐とする。	
	伐期80年 本数伐採率		30.1	28.6	27.7	27.8					
アカマツ	植栽本数 4,000本	3	20	23	31	38	24.4	39.1	456.2		
	伐期80年 本数伐採率		32.4	32.0	33.0	33.6					30.3
カラマツ	植栽本数 3,000本	3	※ 11	17	38		22.7	25.9	322.2		
	伐期80年 本数伐採率		41.1	38.1	34.0						
広葉樹	天然更新	2	50	70			20.0	26.6	163.9		
	伐期100年 本数伐採率		48.2	48.2							

注1 森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適切に行うものとし、

- 林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた頃を間伐の開始時期とし、下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率と伐採間隔で間伐を行うものとし、
- 育成複層林施業にあつては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、公益的機能の維持に配慮して上層木の伐採を実施するものとし、特に長伐期施業にあつては、樹冠の閉塞による林内照度の低下を調節して、公益的機能の維持に配慮した伐採を行うものとし、

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、表2-3-2に示す内容を標準に、当該森林の植生状況、立木の生長度合いを勘案して適切に実施します。

表 2-3-2 保育の作業種別の標準的な方法

樹種	種類	林齢																				施行回数			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21 ~ 25	年数	回数	
スギ	下刈り	○	◎	○	○	○	△	△	△															8	9
	除伐												○											1	1
	枝打ち												○							○		△		3	3
	つる切り雪起こし等																							適	宜
アカマツ	下刈り	○	◎	○	○	○	△																	6	7
	除伐												△											1	1
	つる切り雪起こし等																							適	宜
カラマツ	下刈り	○	◎	○	○	○	△																	6	7
	除伐									○														1	1
	つる切り雪起こし等																							適	宜
ヒバ	下刈り	○	○	○	○	○	○	△	△	△														10	10
	除伐														○									1	1
	つる切り雪起こし等																							適	宜

- 注 1 ◎は年2回、○は年1回、△は必要に応じて行うことを基本としますが、森林の状況に応じて適時適切に実施するものとします。
- 2 下刈りは、気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業法で行うものとし、終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。
- 3 除伐は、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残・育成するものとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林は、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：水源の涵養の機能）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森

林施業を推進すべき森林（略称：土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能）、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：快適な環境の形成の機能）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：保健文化機能）」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：木材の生産機能）」を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を設定します。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は重複することができ、この場合は公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとします。

各機能別の区域の設定基準は次のとおりとします。

かん 水源 涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林で、かん 水源 涵養保安林、干害防備保安林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能	山腹崩壊等により人命・人家等に施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林で、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等
快適環境形成機能	日常生活に密接な関わりを持ち生活環境を保全する森林で、風害・水害・干害等の防備保安林等
保健文化機能	史跡、名勝等の所在する森林、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、保健保安林、風致保安林、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

森林の区域は、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、森林の区域については別表2のとおり定めます。

表2-4-1 森林の伐期齢の下限

区域	樹 種				
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
町内全域	55年	50年	50年	65年	40年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

以下の森林の区域は、別表1のとおり定めます。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図る森林

イ 森林施業の方法

森林施業の方法は、アの①に掲げる森林においては 地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業とし、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業とし、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業とする。

また、森林の区域については別表2のとおり定めます。

表 2-4-2 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種				
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
町内全域	90年	80年	80年	110年	60年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、別表1により定めることとします。

また、この区域のうち、林班の5割以上が人工林であるなど人工林を中心とした林分構成で、かつ林地生産力が高い森林において、下記全てに該当する区域を「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて定めることとします。

- ・平均傾斜 30° 未満

- ・林道までの距離 1,000m未満
- ・山地災害危険地区（土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区）、急傾斜地崩壊危険地区、及び砂防指定地の指定が無い

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととします。ただし、アカマツの天然下種更新及びナラ等の広葉樹で萌芽更新が可能な場合を除くこととします。

【別表1】

区 分		森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別添附属資料のいらせ町森林整備計画概要図に示すとおり	484.11
土地に関する災害の防止及び土壌の保全	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		0.00
機能、快適な環境を図るための森林施業を推進すべき森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		79.42
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		0.00
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			709.47
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林			0.00

※注1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は重複することができる。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	45、48、52、 53-1-いろはにほへ、 53-2、54-いろはに、55-2、 56	484.11

土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		45-い-1～16, ろ-3～32, は	79.42
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		0.00
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		0.00
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			0.00

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等により森林経営の規模拡大を図ることで、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合や素材生産事業者等について、経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進するものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

森林の経営の受委託等に関し、不在町森林所有者を含む森林所有者等への啓蒙・普及活動を強化するとともに、森林施業の委託を推進する森林施業の集約化に取り組む者に対する長期の森林施業の受委託などに必要な航空レーザ計測等により整備された高度な森林資源情報の提供及び公開並びに助言、あっせんや地域の流域林業活性化センターの開催により、森林所有者等と森林組合等との森林の経営の受委託の合意形成を通じて施業の集約化に取り組む者への森林の経営の委託等を推進するものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

- ① 森林の施業又は契約の受託等は、森林所有者が、森林所有者以外の者と受委託契約書等を締結したうえで実施こととする。
- ② 受委託契約書等において、個々の森林の育成権（施業に必要性及びその時期等の判断）が、契約時に森林所有者との間で合意した経営方針の範囲内で受託者に委ねられており、契約事項に、当面施業を必要としない森林の保護に関する事項についても明記すること。
- ③ 立木の所有権の帰属、森林施業に係る費用の負担方法、受託者への報酬の支払い方法、路

網その他の林内施設の利用権原等の契約内容が明確で、森林経営計画に従った施業が円滑に実施され得ると判断できるものであること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実施することができない場合には、必要に応じて森林経営管理制度の活用も検討し、適切な森林の経営管理を推進することとします。

なお、同制度を実施する場合には、本計画との整合性に留意することとします。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の民有林における林家等森林所有者の大部分は、3ha未満の小規模所有であることから、森林施業を計画的、効率的に行うために町、森林組合、森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備するとともに、地域にリーダーを配置して間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の実施に関する協定（施業実施協定）を含めた、地域単位での森林施業の共同実施、又は施業委託の推進を図って行きます。

特に、本市の林業労働力の中心的な担い手である森林組合への施業委託の推進を通じて、資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ります。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するための施業実施協定の締結を促進して、高密度作業路網の早急かつ計画的な整備、造林、保育、間伐等の森林施業の森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施する者全員により、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととします。
- ② 作業路網、土場、作業場等の施設の維持運営及び種苗その他の購入等は共同により実施します。
- ③ 共同して森林施業を実施する者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同者が果たすべき責務等を明らかにします。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備の為に必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度の水準を次の表のとおりとします。なお、路網密度の水準は、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとします。

表2-7-1 傾斜区分及び作業システムによる場合の路網密度

区分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15)	車両系作業システム	30 以上	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30)	車両系作業システム	23 以上	52 以上	85 以上
	架線系作業システム	23 以上	—	25 以上
急傾斜地 (30° ~35)	車両系作業システム	16 以上	35 以上	60 以上
	架線系作業システム	16 以上	—	20 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	—	5 以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

特になし

3 作業路網の整備及び維持管理に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

特になし

イ 細部路網の整備に関する事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、青森県森林作業道作設指針（平成23年5月18日制定）に則り開設するものとし、林道や林業専用道との開設や連結等に配慮するとともに、土工量が少なくなるよう路線を選定するものとします。

ウ 維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等の林業事業体における雇用の安定化や他産業並の労働条件の確保、雇用管理の改善及び労働災害防止対策を推進し、若年層や女性等多様な人材の就業を促進するとともに、県が行う、就業前に森林・林業に関する基礎的知識や技術を習得させるための研修「青い森林業アカデミー」や、国の「緑の雇用」事業と連携を図りながら、将来的に林業事業体等の中核となり得る現場技術者の養成を支援することとします。

(1) 林業労働者の育成

森林組合等の林業事業体の経営方針の明確化、事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等の事業の合理化等による経営体質の強化を推進するとともに、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努め、林業従事者に対する技術研修会、林業講習会等を開催して林業技術の向上と各種資格を取得するための条件整備を行います。

(2) 林業後継者等の育成

- ① 本町と森林組合等関係機関が一体となって、森林所有者や一般町民等を対象に行う林業体験等への取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していきます。
- ② 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報の提供や木材消費の開拓について町としても推進することとし、林業経営の魅力を高めるように努めます。
- ③ 各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の導入の促進に関する方針

本町の森林の人工林は8齢級以上の高齢林が大半を占めており、徐々に主伐期をむかえる人工林が増加していく傾向にあるにもかかわらず、林道等の基盤整備等の遅れから、林業機械化の導入が十分に進んでいません。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、若年の林業就労者の定着化を図る必要があること

から、労働強度の軽減、安全作業の確保等により労働環境を改善し、魅力ある職場づくりを促進するためには、林業の機械化は必要不可欠な因子となっています。

また、森林施業の効率化、生産性コストの低減を図るためにも傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進します。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

1の現状を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を表2-8-1に示すとおり設定します。

表2-8-1 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒	町内全域 (急傾斜)	チェンソー	チェンソー
集材		林内作業車、集材機	林内作業車、集材機、スイングヤーダ
伐倒	町内全域 (緩傾斜)	チェンソー	チェンソー、ハーベスタ
集材		トラクタ	フォワーダ、林内作業車
造材		チェンソー	プロセッサ、ハーベスタ
造林	地拵え下刈り		
保育等	枝打ち	人 力	リモコン自動枝打ち機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械化の促進方策は、

- ① 森林組合等によるプロセッサ、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等の森林施業の機械化の推進
- ③ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合等の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、林業労働力確保支援センター等の実施する研修会等への積極的な参加と林業における安全性の確保及び生産コストの低減の推進

3 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する事項

素材生産業者等から木材製造業等に至る木材の安定的取引関係の確立のため、地域の特性に応じた原木需給システムを構築するとともに、低コストかつ品質や性能が明確で、需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給できる加工機械や乾燥機等の整備を推進することとします。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

区域設定なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

当町において、松くい虫による松枯れ及びカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は発生していないものの、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除について県と連携しながら広報等を利用した普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による大きな森林被害は確認されていませんが、ニホンジカの日撃情報が増加していることから、国や県、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携し、森林のモニタリングに努めるとともに、必要に応じて防護柵の設置等植栽木の保護措置やわな等の捕獲による被害防止対策に取り組むものとしします。

一方で野生鳥獣との共存に配慮した針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るものとしします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、各種メディアを利用した山火事防止の啓蒙を適時適切に実施するとともに、防火線並びに防火樹帯の設置及び初期防火用水等の整備を推進するものとしします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れによる駆除等は、薬剤による駆除などの他の方法がない場合とし、実施に当たっては、「おいらせ町火入れに関する条例」を遵守のうえ、実施区域や方法、消火体制などについて関係機関と協議することとしします。

5 その他必要な事項

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

表4-1に掲げる森林については、森林浴、自然観察に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として図ります。

表4-1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	

二川目、一	45-い	96.17	93.23	2.91	0.03	0	
川目、松原	45-ろ						
	45-は						

2 保健機能森林の区域内の森林における造林・保育・伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持し又はその状態に誘導することとして、表4-2に示すとおり定めます。

表4-2 保健機能森林区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法

施業の区分	施業の方法
伐採	択伐を原則とする。
造林	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

特になし

(2) 立木の期待平均樹高

保健機能森林区域内における、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高は表4-3に示すとおりです。

表4-3 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
クロマツ	20m	

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) IIの第2の3の植栽に依らなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

植栽に依らなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽は、表5-1を元に計画・実施することとします。

(2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の施業方法は、表5-1を元に計画・実施することとします。

表 5-1 公益的機能別施業森林等の区域における施業の方法

	公益的機能別 施業森林区域外 (森林施業の合理化に 関する基準)	公益的機能別施業森林区域 (公益的機能別森林施業の実施に関する基準) ①水源涵養機能 ②山地災害防止機能/土壤保全機能 ③快適環境保全機能 ④保健休養機能等/文化機能(生物多様性含む)			
		伐期を延長 すべき森林 ①	長伐期施業 を推進すべ き森林②③ ④	複層林施業 を推進すべ き森林(択 伐によるも のを除く。) ②③④	複層林施業 を推進すべ き森林(択 伐によるも のを除く。) ②③④
適正な植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ的確な更新が困難な森林(人工林)】: 標準的な植栽本数を2年以内に植栽				
適正な間伐 ※樹冠粗密度が10分の 8以上の箇所において、 立木材積の35%以内、 かつ、おおむね5年後の 樹冠が10分の8以上に 回復することが見込まれ る範囲以内伐採	標準伐期齢未満の森林の面積の2分の1(10年に 1回) 標準伐期齢以上の森林の面積の3分の1(15年に 1回)		Ryが0.85以上の森林に ついて、Ryが0.75以下 となるよう間伐		
主 伐	適正な伐採 立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積 に5を乗じて得た材積以下 木材生産機能維持増進森林にあつては、伐採材積が 年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材 積に5を乗じて得た材積の100分の120以下		標準伐期齢 における立 木材積に10 分の5を乗 じて得た材 積以上の立 木材積が確 保されるこ と	標準伐期齢 における材 積に10分 の7を乗じ て得た材積 以上の立木 材積が確保 されること
	適正な林齢	標準伐期齢以上	標準伐期齢 +10以上	標準伐期齢 ×2以上	標準伐期齢以上

適正伐採の方法	<p>【皆伐を行う場合】 伐採後の更新未完了の面積（伐区）が連続して20ヘクタールを超えないこと</p>	<p>【皆伐を行う場合】 伐採後の更新未完了（伐区）が連続して20ヘクタールを超えないこと。 ただし、市町村長が地形・地質等を勘案して伐区を縮小する「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」にあつては、市町村長が10ヘクタールを下限として定める面積を超えないこと</p>	伐採率 70% 以下の伐採	伐採率30% 以下の択伐 【伐採後の造林を人工植栽による場合】 択伐率40% 以下の択伐
	市町村森林整備計画に定めるぼう芽更新が可能な伐採の方法以外の天然性林にあつては、伐採率70%以下の伐採		<p>【伐採後の造林を人工植栽による場合】 伐採立木材積：下層木を除いてRy0.75以上 伐採材積：Ry0.65以下となるよう伐採</p>	

(3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 森林の施業又は経営の受託等を実施する場合は、受委託契約等の期間が森林経営計画の計画期間中（5年以上）継続して有効となるようにすること。
- ② 森林経営計画を共同申請する場合は、森林施業及び保護の共同化に関する事項として、共同して行う施業及び保護の種類及びその実施方法のほか、森林作業道等の施設（土場や作業場）の設置及び維持運営の方法並びにその利用に関して共同で作成し、計画に記載すること。

(4) IIIの森林の保護に関する事項

(5) 地域の実情に応じた多様な主体による森林経営計画の作成を推進するため、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
百石	44、46、48	121.67
下田東	49、50-1、50-2、50-3、50-4、51、52、53-1、53-2、54、55-1、55-2	665.44

下田西	56、57-1、57-2、58、59、60、61、62	379.43
-----	-----------------------------	--------

(資料：森林簿)

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者等の定住促進のため、山村地域における生活環境の整備等に努めることとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町地域新エネルギービジョンに基づき、林地残材を森林組合等と連携、協力体制を整え効率的な収集システムを構築し、収集された林地残材は、今後の技術開発の進捗や経営収支等の状況を踏まえてバイオ燃料の普及拡大・促進を積極的に推進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

特になし

7 その他必要な事項

特になし

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施します。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密接にし、施業技術の普及啓発と森林所有者の経営意欲の向上に努めます。

(3) 森林病虫害防除に関する事項

特になし

(4) 町有林の整備

本町の森林は人工林が中心であり、その大部分は比較的齢級が高いもので占められています。主間伐を実施することにより森林資源の循環を図るとともに、人工植樹により資源の再生と更新に努めます。

(5) 国有林野の利活用に関する事項

特になし

付 属 参 考 资 料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

年次		実数 (人)			構成比 (%)		
		平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	計	24,172	24,211	24,222	100.0	100.0	100.0
	男	11,626	11,562	11,565	48.1	47.8	47.7
	女	12,546	12,649	12,657	51.9	52.2	52.3
0～14歳	計	4,126	3,811	3,438	17.1	15.7	14.2
	男	2,121	1,907	1,758	8.8	7.9	7.3
	女	2,005	1,904	1,680	8.3	7.9	6.9
15～29歳	計	3,702	3,281	3,150	15.3	13.6	13.0
	男	1,843	1,627	1,563	7.6	6.7	6.5
	女	1,859	1,654	1,587	7.7	6.8	6.6
30～44歳	計	4,926	4,872	4,664	20.4	20.1	19.3
	男	2,421	2,404	2,306	10.0	9.9	9.5
	女	2,505	2,468	2,358	10.4	10.2	9.7
45～64歳	計	6,946	7,154	6,941	28.7	29.5	28.7
	男	3,386	3,500	3,362	14.0	14.5	13.9
	女	3,560	3,654	3,579	14.7	15.1	14.8
65歳以上	計	4,472	5,093	5,984	18.5	21.0	24.7
	男	1,855	2,124	2,550	7.7	8.8	10.5
	女	2,617	2,969	3,434	10.8	12.3	14.2
不詳	計			45			0.2
	男			26			0.1
	女			19			0.1

(資料：国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

年次		実数 (人)			構成比 (%)		
		平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
総数		12,051	11,838	11,710	100.0	100.0	100.0
第1次産業		1,401	1,208	1,119	11.6	10.2	9.6
	農業	1,335	1,171	1,072	11.1	9.9	9.2
	林業	1	3	15	0.0	0.0	0.1
	漁業	65	34	32	0.5	0.3	0.3
第2次産業		3,666	3,435	3,387	30.4	29.0	28.9
	うち木材・木製品製造業						
第3次産業		6,984	7,195	7,204	58.0	60.8	61.5

(資料：国勢調査)

2 土地利用

		実数 (ha)		
年次		平成17年	平成22年	平成27年
総土地面積		7,188	7,188	7,196
耕地面積		1,992	1,925	1,763
	田	1,097	991	880
	畑	894	933	883
	樹園他	1	1	0
	果樹園	1	1	0
	茶園	0	0	0
	桑園	0	0	0
草地面積		38	9	0
林野面積		1,376	1,299	1,299
	森林	1,376	1,299	1,299
	原野	0	0	0
その他面積		3,782	3,955	4,134

(資料：農林業センサス)

3 森林転用面積 (単位：ha)

年次	平成25～30年
総数	25
工場用地	0
住宅	13
レジャー施設用地	0
農用地	6
公共施設	0
その他	6

注 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しません。

(資料：青森県林政課資料)

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積

(単位：ha、%)

保有形態	総面積		立木地	人工林率		人工林率 (B/A)
	面積(A)	比率		人工林(B)	天然林	
総数	1,273	100.0	1,145	741	404	58.2
国有林	0	0.0	0	0	0	-
公有林	147	11.5	147	131	16	89.1
都道府県有林	108	8.5	108	105	3	97.2
市町村有林	39	3.1	39	26	13	66.7
財産区有林	0	0.0	0	0	0	-
私有林	1,126	88.5	998	610	388	54.2

※総面積：無立木地を含む

(資料：青森県林政課資料 林種・樹種所有形態別 2018 (市町村・上北)、三八上北地域森林計画)

(2) 在町者・不在町者の森林所有面積

	実質 (ha)	構成比 (%)
	令和元年	令和元年
私有林合計	1,123	100.0
在町者面積	660	58.8
不在町者面積	462	41.2
県内	358	31.9
県外	104	9.3

注 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しません。

(資料：森林簿)

(3) 民有林の齢級別面積

(単位：ha)

	総数	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11	
		齢級 以上	齢級 以上	齢級 以上	齢級 以上	齢級 以上	齢級 以上	
民有林	1,273	17	37	32	66	167	826	
人工造林	741	17	14	30	51	122	507	
主要樹種別面積	スギ	564	7	9	27	43	108	371
	アカマツ	19	0	1	0	0	1	17
	クロマツ	102	9	1	2	8	5	77
	ヒバ	3	0	1	1	0	0	1
	カラマツ	37	1	0	0	0	0	36
	その他針葉樹	1	0	1	0	0	0	0
	広葉樹	16	1	1	0	1	8	5
天然林計	404	0	23	2	14	45	319	
無立木地	伐採跡地	123						
	未立木地	5						
更新困難地	0							
(備考)								

注 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しません。

(資料：青森県林政課資料 民有林の齢級別面積)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数 (戸)
1～3ha	106
3～5ha	23
5～10ha	12
10～20ha	10
20～30ha	2
30～50ha	2
50～100ha	0
100～500ha	0
500ha以上	0
総数	155

(資料：農林業センサス)

(5) 作業路網の状況

- ① 基幹路網の状況
該当なし
- ② 細部路網の状況
該当なし

5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
スギ、カラマツ、アカマツ、その他	4～8	44、49～59、61、62 林班

6 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額 (単位：百万円)

総生産額 (A)		68,663
内	第1次産業	4,973
	うち林業 (B)	33
訳	第2次産業	17,441
	第3次産業	46,533
B/A		0.05%

(資料：平成 27 年度市町村民経済計算)

(2) 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業	31	1,216	392,797

(資料：経済産業省HP 工業統計調査)

7 林業関係の就業状況

区分	組合・事業所数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合				名称：上十三地区森林組合
生産森林組合				
素材生産業				
製材業				
森林管理署				
合計				

8 林業機械等設置状況

該当なし

9 特用林産物の生産概況

(単位：t)

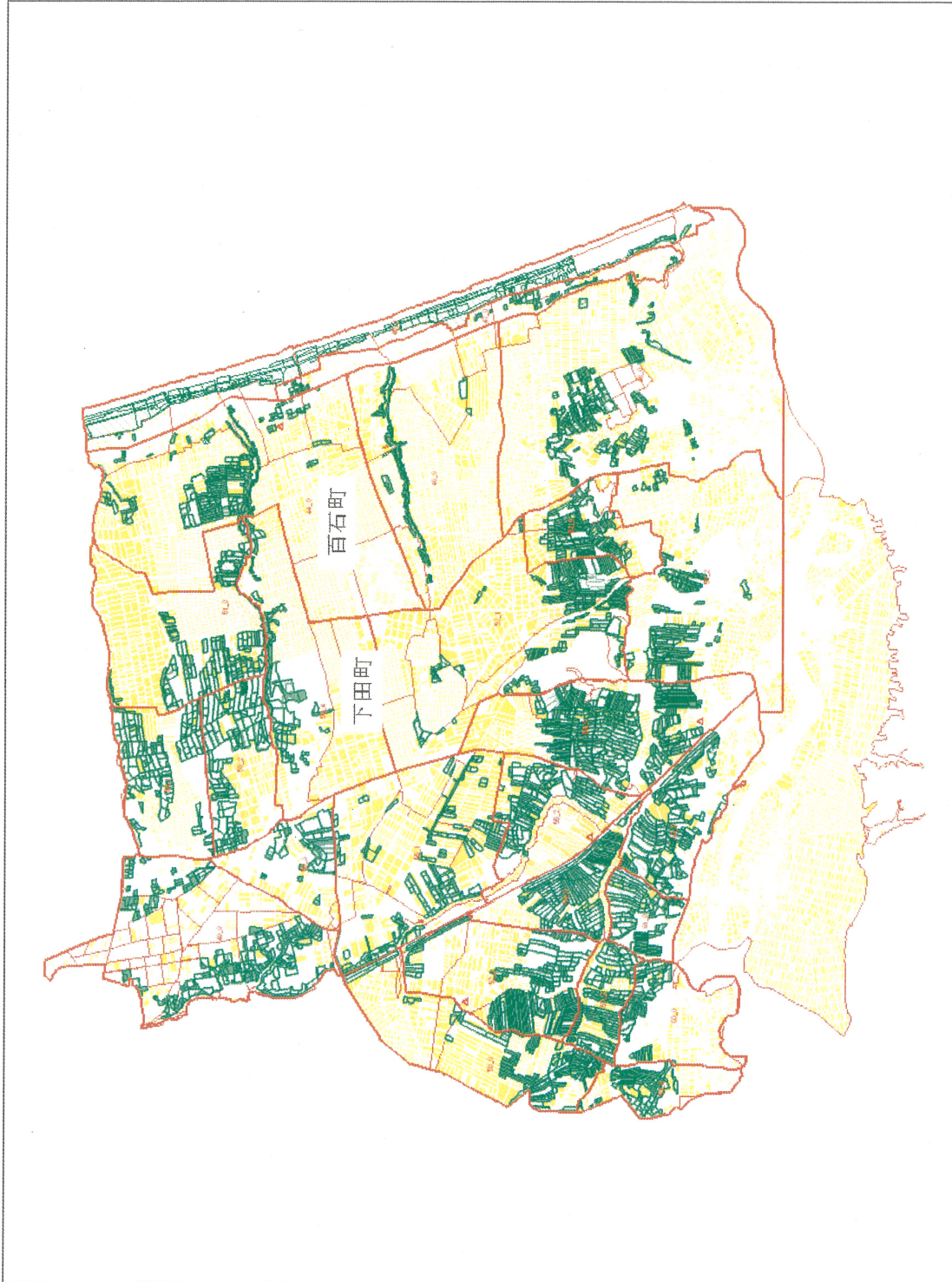
	原木しいたけ	ふき	みず	ぎょうじゃにんにく	たらのめ
生産量	2.69	11	75	1	1

(資料：平成 30 年次 青森県調べ)

10 その他必要なもの

該当なし

おいらせ町概要図

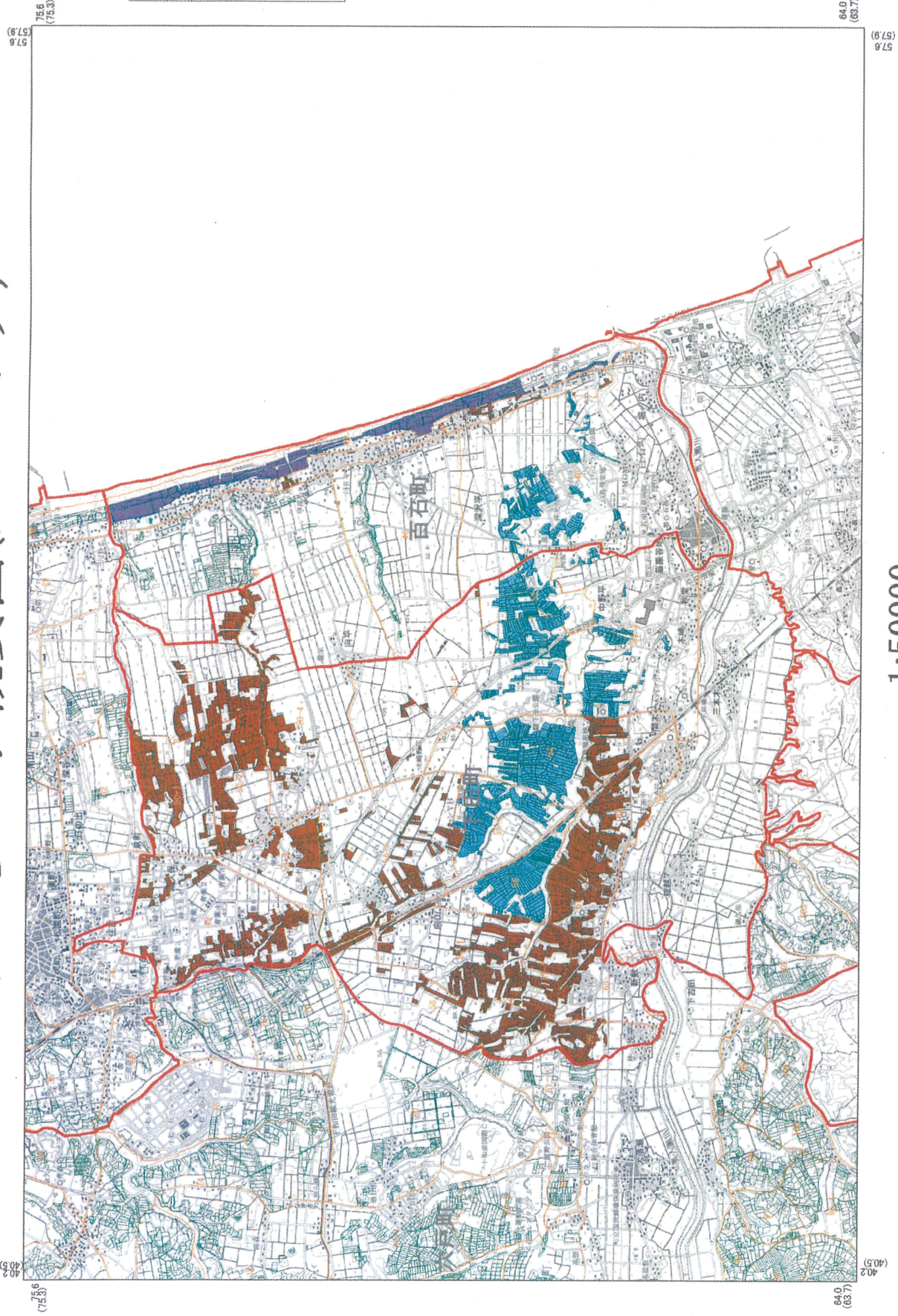


凡例	
市町村界	—
旧市町村界	- -
土地利用	
民有林	■
民有林 うち公有林	■
農地	■
森林資源状況	
人工林	■
天然林	■
公道	
国道	—
町道	—
林産物の生産、流通、加工、販売施設	△

1:50000



おいらせ町 概要図(ゾーニング)



凡例	
——	市界
- - -	町界
■	住宅地域
■	商業地域
■	工業地域
■	農林地域
■	緑地
■	森林

本町の用途の異なる種別地域を、
 土地の用途を規定する。

本町に属する区域の用途の異なる
 種別地域を規定する。

本町の用途の異なる種別地域を、
 土地の用途を規定する。

本町の用途の異なる種別地域を、
 土地の用途を規定する。

本町の用途の異なる種別地域を、
 土地の用途を規定する。

本町の用途の異なる種別地域を、
 土地の用途を規定する。